

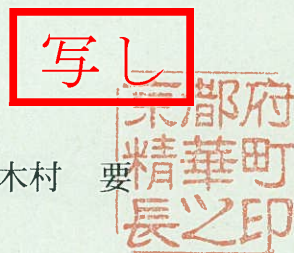
# 許 可 証

精華町指令7環第 4 号

住所 京都府京都市伏見区横大路千両松町9番地1  
氏名 日本ウエスト株式会社  
代表取締役 長田 和志

平成27年9月4日付で申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

平成27年9月11日



精華町長 木村 要

取扱廃棄物の種類	可燃ごみ
収集運搬処分の別	収集運搬
業務の区域	精華町全域
許可の期間	平成27年9月26日から 平成29年9月25日まで
条件	◎可燃物の処分先は、打越台環境センターとすること。 住所：相楽郡精華町大字北稲八間小字打越84番地 ◎収集実績の報告書は2カ月に1回提出すること。 ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。